

みんなの手できれいな川にしよう 栗山川周辺環境ボランティア募集

栗山川は、飲料水や農・工業用水として重要な役割を担っています。この栗山川の草刈とポイ捨てごみの回収作業を行いますので、たくさんの方のご協力をお願いします。

とき 10月3日(日)

午前8時集合

内容 栗山川堤防の草刈

とポイ捨てごみの回収

その他

・雨天中止

・当日の実施の有無は、防

災行政無線でお知らせし

ます。

すでにボランティアに参

加されたことのある方は

登録されていますので、

申込は不要です。

◆申込・問い合わせ

環境防災課環境班

☎(84)1216

空地の管理は適正に

雑草が繁茂すると、害虫が発生したり不法投棄や火災の原因となりやすく、周辺的生活環境が損なわれてしまいます。空地の所有者(管理者)は定期的な除草や清掃を行ってください。

なお、除草剤や殺虫剤を使用する場合は、使用方法などを順守し、事前に近隣に周知をお願いします。

野焼きは原則禁止されています

廃棄物の野外焼却(野焼き)は、煙・悪臭による近所迷惑、ダイオキシン類や有害物質の発生、そして火災の原因にもなることもあり、廃棄物処理法で禁止されています。これに違反すると「5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金またはこれら両方」に処せられます。

- ドラム缶焼却、ブロック積み焼却、穴を掘っての焼却は、野焼きと同じです。
- 付近の住民の方に迷惑をかけますのでやめましょう。

野焼き禁止の例外規定(抜粋)

- ①国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な焼却
(例)河川敷・道路側の草焼等
- ②震災・風水害・火災・凍霜害その他の災害の予防・応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
(例)災害等応急対策・火災予防訓練等
- ③風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
(例)正月のしめ縄・門松をたく行事、塔婆の供養焼却等
- ④農業・林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
(例)わらの焼却、畦の草及び下枝の焼却、魚網にかかったごみの焼却
- ⑤焚き火その他日常生活の焼却であって軽微なもの
(例)落ち葉たき、たき火、キャンプファイヤー

【注意】

※軽微な焼却とは、煙の量や臭い等が近所の迷惑にならない程度の少量の焼却のことです。
※周辺住民から煙害による苦情が生じた場合は、軽微な焼却とは認められませんのでご注意ください。

◆問い合わせ

環境防災課環境班 ☎84-1217

なかよし動物 フェスティバル2010

犬や馬たちと触れ合える「なかよし動物フェスティバル」を開催します。

とき 9月23日(木・祝)

午前10時〜午後3時

ところ 千葉県動物愛護セ

ンター

内容 犬のしつけ方実演

犬のさわり方・手入れ実

演、犬の障害物競走(ア

ジリティ)、聴導犬実演、

乗馬体験、動物相談、動

物愛護紙芝居、地元特産品販売ほか



◆問い合わせ

千葉県動物愛護センター

☎0476(93)5711

まるごみ、10(ワンラブ)の実施について

千葉県全54市町村で「同じ日・同じ時間・同じ想い」でゴミ拾いをする「まるごみ」

◆問い合わせ

まるごみ、10(ワンラブ)

横芝光町実行委員会

(担当)

NPO法人TINA秋葉

☎090(3104)46

70